

令和2年度

一般廃棄物(ごみ)処理実施計画

志摩市

1 趣旨

一般廃棄物(ごみ)処理実施計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、志摩市の区域内の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに定めるものである。

2 計画期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3 一般廃棄物の排出状況(鳥羽志摩南伊勢地域循環型社会形成推進地域計画による収集区分別発生量)

(1) 志摩市全域

(単位：t)

| 一般廃棄物の種類 | | 平成30年度 | 計 | 令和元年度 | 計 | 令和2年度 | 計 |
|-------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 実績値 | | 実績値 | | 目標値 | |
| 資源 | プラスチック製容器包装 | 273 | 1,744 | 259 | 1,648 | 275 | 2,196 |
| | 白色トレイ・発泡スチロール | 7 | | 7 | | 12 | |
| | ペットボトル | 87 | | 86 | | 81 | |
| | 缶 | 82 | | 84 | | 79 | |
| | びん | 278 | | 260 | | 287 | |
| | 紙類 | 900 | | 825 | | 1,344 | |
| | 衣類・布類 | 98 | | 108 | | 98 | |
| | 乾電池・蛍光管 | 19 | | 19 | | 20 | |
| 不燃(金属系) | | 367 | | 419 | | 300 | |
| 不燃(ガラス・陶器類) | | 148 | | 133 | | 150 | |
| 粗大ごみ | | 69 | | 87 | | 57 | |
| 混合ごみ | | 894 | | 918 | | 529 | |
| 可燃ごみ | | 14,744 | | 14,747 | | 12,459 | |
| 集団回収 | | 109 | | 128 | | 196 | |
| 合計 | | | 18,075 | | 18,080 | | 15,887 |

4 処理主体

(1) 志摩市全域

| 一般廃棄物の種類 | | 収集・運搬 主体 | 処分 | |
|------------------------|---------|-------------|----------|----------------|
| | | | 処理主体 | 処理方法 |
| 資源 | 衣類・布類 | 市 | 市 | 資源化 |
| | その他の資源 | | 鳥羽志勢広域連合 | |
| 不燃ごみ | もやせないごみ | 市 | 鳥羽志勢広域連合 | 資源化 |
| | ガラス・陶器類 | | 市 | 埋立処分 |
| もやせるごみ | | 市 | 鳥羽志勢広域連合 | 熔融処理 |
| 直接搬入ごみ ※1 (粗大ごみを含む) | | 排出者 | 鳥羽志勢広域連合 | 熔融処理、破砕 資源化 |
| 事業系ごみ | | 排出者 | 鳥羽志勢広域連合 | 熔融処理、資源化 |

※1 粗大ごみについては、毎週水曜日・日曜日（祝日、年末年始【12月28日～1月3日】は除く）阿児清掃センター及び大王清掃センターにて中継を行い、市がやまだエコセンターへ搬入する。

5 ごみ集積所

- ・ごみ集積所の維持管理は、設置している自治会により志摩市に協力を行う。共同住宅等に設置したゴミ集積所については、所有者又は管理者が行う。
- ・市民は、ごみや資源を排出するにあたり地域のごみ集積所の管理者と協議し、適正に排出するものとする。また、自らが利用する集積所を清潔に保つように努力すること。
- ・共同住宅等の入居者へのごみの排出方法の周知・啓発は、市及び当該共同住宅の所有者又は管理者が行う。
- ・ごみ集積所を新規で設置する場合は概ね30世帯以上の一般住宅を構成する地域に1か所とし、集合住宅についても同様とする。

6 収集・運搬計画

(1) 志摩市全域

| 一般廃棄物の種類 | 収集頻度 | 収集等の方法 |
|-------------------|-------|---------------|
| プラスチック製容器包装 | 月 2 回 | 集積所収集 |
| 白色トレイ・発泡スチロール | 月 1 回 | 集積所収集 |
| ペットボトル | 月 2 回 | 集積所収集 |
| 缶 | 月 2 回 | 集積所収集 |
| びん | 月 1 回 | 集積所収集 |
| 紙類 | 月 2 回 | 集積所収集 |
| 衣類・布類 | 月 1 回 | 集積所収集 |
| 乾電池・蛍光灯 | 月 1 回 | 集積所収集 |
| もやせないごみ | 月 1 回 | 集積所収集 |
| ガラス・陶器類 | 月 1 回 | 集積所収集 |
| もやせるごみ | 週 2 回 | 集積所収集 |
| 粗大ごみ(指定袋に入らない大きさ) | 随時 | 排出者が処理施設に直接搬入 |
| 事業系ごみ | 随時 | 排出者が処理施設に直接搬入 |

- ※1 不燃物および資源物は透明又は半透明の袋に入れる。ただし、その他の紙(雑がみ)以外の紙類・発泡スチロールはひもでしばって集積所に出す。
- ※2 粗大ごみについては、毎週水曜日・日曜日(祝日、年末年始【12月29日～1月3日】は除く)に阿児清掃センター及び大王ごみ運搬中継施設にて中継を行い、市がやまだエコセンターへ搬入する。
新規事業として令和2年1月から自ら粗大ごみを処理することが出来ない住民の負担を軽減するため、個別収集を行う。
- ※3 阿児町・磯部町の「プラスチック製容器包装」・「ペットボトル」・「缶」の収集日を「プラスチック製容器包装」と「ペットボトル」・「缶」に分けて収集日を設けている。
- ※4 集積所回収とは、定められた日時に、最寄りの集積所にごみを排出することである。
- ※5 ペットボトルについてはラベルをはがすことにより、より効率的に品質の高いリサイクルができるため、できるだけラベルをはがして集積所に出す。
- ※6 びんの分別については「無色(とうめい)のガラスびん」、「色付きのガラスびん」の2種類への分別とする。

7 中間処理計画

(1) 中間処理の方法等

もやせるごみは、鳥羽志勢広域連合ごみ処理施設「やまだエコセンター」において、溶融処理する。

資源は、原則やまだエコセンターにて破砕、選別、圧縮成型、梱包、貯留のうえ業者に委託し資源化するが、衣類・布類については阿児清掃センターにて選別のうえ業者に委託し資源化する。

(2) 中間処理施設の概要

①鳥羽志勢広域連合のごみ処理施設

| | |
|------|----------------------|
| 施設名 | やまだエコセンター（高効率ごみ発電施設） |
| 所在地 | 磯部町山田 800 番地 |
| 供用開始 | 平成 26 年 4 月 |
| 処理方式 | シャフト式ガス化溶融炉 |
| 処理能力 | 95 t / 日 |

| | |
|------|----------------------|
| 施設名 | やまだエコセンター（リサイクルセンター） |
| 所在地 | 磯部町山田 800 番地 |
| 供用開始 | 平成 26 年 4 月 |
| 処理方式 | 破砕、選別、圧縮成型、梱包、貯留 |
| 処理能力 | 47 t / 5h |

8 最終処分計画

(1) 最終処分の方法等

不燃ごみのうち、もやせないごみについてはやまだエコセンターにて処理を行うが、やまだエコセンターで処理ができないガラス・陶器類・一般家庭のコンクリート殻等については、浜島一般廃棄物最終処分場・志摩一般廃棄物最終処分場・大王一般廃棄物最終処分場にて埋立処分する。

それぞれの最終処分場は適正に維持管理し、ごみ処理事業に支障をきたさないよう努める。浜島、大王、志摩一般廃棄物最終処分場は、埋め立て可能年度まで埋め立てを継続する。

(2) 最終処分場の概要

①供用中の最終処分場

| | |
|------|-----------------------|
| 施設名 | 志摩市浜島一般廃棄物最終処分場（迫子） |
| 所在地 | 浜島町迫子 752 番地 |
| 供用開始 | 昭和 63 年 |
| 埋立面積 | 10,010 m ² |

| | |
|-------|-----------------------|
| 埋立容積 | 46,500 m ³ |
| 埋立対象物 | ガラス・陶器類、火災ごみ等 |

| | |
|-------|------------------------------|
| 施設名 | 志摩市大王一般廃棄物最終処分場（新設区域） |
| 所在地 | 大王町波切 2321 番地 |
| 供用開始 | 平成 18 年 3 月 |
| 埋立面積 | 5,580 m ² |
| 埋立容積 | 33,100 m ³ |
| 埋立対象物 | ガラス・陶器類、火災ごみ等 |

| | |
|-------|---|
| 施設名 | 志摩市志摩一般廃棄物最終処分場 |
| 所在地 | 志摩町御座 1225 番地 |
| 供用開始 | 昭和 59 年（新設分・平成 8 年） |
| 埋立面積 | 18,000 m ² （新設分・6,000 m ² ） |
| 埋立容積 | 111,000 m ³ （新設分・37,000 m ³ ） |
| 埋立対象物 | ガラス・陶器類、焼却残渣、火災ごみ等 |

②閉鎖又は埋立の終了した処分場

| | |
|-------|--------------------------------|
| 施設名 | 志摩市大王一般廃棄物最終処分場（適正閉鎖区域） |
| 所在地 | 大王町波切 2321 番地 |
| 供用終了 | 平成 18 年 3 月閉鎖 |
| 埋立面積 | 9,480 m ² |
| 埋立容積 | 110,000 m ³ |
| 埋立対象物 | — |

| | |
|-------|-----------------------------|
| 施設名 | 志摩市浜島一般廃棄物最終処分場（汐見成） |
| 所在地 | 浜島町塩屋 646 番地 |
| 供用終了 | 平成 11 年 3 月埋立終了 |
| 埋立面積 | 5,420 m ² |
| 埋立容積 | 48,000 m ³ |
| 埋立対象物 | — |

| | |
|------|------------------------|
| 施設名 | 志摩市阿児一般廃棄物最終処分場 |
| 所在地 | 阿児町鶯方 2637 番地 77 |
| 供用終了 | 平成 26 年 3 月埋立終了 |

| | |
|-------|-----------------------|
| 埋立面積 | 12,700 m ² |
| 埋立容積 | 82,500 m ³ |
| 埋立対象物 | — |

| | |
|-------|------------------------|
| 施設名 | 志摩市磯部一般廃棄物最終処分場 |
| 所在地 | 磯部町山原 675 番地 2 他 |
| 供用終了 | 平成 26 年 3 月埋立終了 |
| 埋立面積 | 15,400 m ² |
| 埋立容積 | 50,900 m ³ |
| 埋立対象物 | — |

9 ごみの資源化・減量化計画

(1) 啓発活動

ごみの資源化・減量化をさらに促進するため、平成 25 年 4 月から開始した新たな分別区分に基づく家庭用資源物とごみの分け方・出し方の徹底を積極的に啓発する。啓発は、各種団体へ出向いて説明会を開催することをはじめ、小学校をはじめとした市内教育機関での出前授業の実施、市役所 1 階のモニター、ケーブルテレビ、自治会への分別再確認のチラシの回覧、市ホームページ、広報誌掲載などあらゆる方法で実施していく。

令和 2 年度の啓発事業として、資源とごみの分け方・出し方パンフレットの前面改定を行い住民に対し全戸配布により啓発する。

(2) 生ごみ減量化対策助成金の交付

電気式家庭用生ごみ処理機を購入した市内に在住する世帯主に対し助成する。1 世帯当りの助成対象機数は、5 年間で 1 基とし、購入金額（消費税除く）の 1/2 の額（限度額 3 万円）を予算の範囲内において交付する。

(3) リサイクル事業奨励金の交付

対象者は、リサイクル事業推進団体登録書により団体登録を行なった営利を目的としない団体である。対象再生資源化物は、紙類（新聞、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、シュレッダー紙等）、布類、缶類（アルミニウム缶、スチール缶）、ビン類（一升びん・ビールびん等）、ペットボトル等その他資源化物とし、再生資源化物の回収量 1 kg あたり 5 円、ビン類は 1 本あたり 3 円を限度に予算の範囲内において交付する。

また、広報しま等による奨励金制度の啓発を行い、市民のリサイクルへの意識を高め、リサイクル事業推進団体の増加を図り、廃棄物の発生抑制に努める。

(4) レジ袋有料化とマイバッグ持参運動の推進による家庭ごみ排出抑制

令和2年の7月から国の施策により、レジ袋の有料化が完全実施となることから、ごみの減量、地球温暖化の防止（CO₂削減）に向け、市民・事業者・行政が協働して、有料化の手法を用いてレジ袋の削減に向け取り組みを強化する。併せてノーレジ袋・マイバッグ持参運動の推進を図ることで、自らのライフスタイルを見直し、地球温暖化防止への関心、家庭ごみの排出抑制を図る。

(5) 家庭廃食油の回収事業による家庭ごみの減量

平成20年7月より市内の河川や英虞湾・的矢湾の水質保全や市民の資源循環型社会形成に向けた意識を高めることを目的として、一部地域において、家庭から排出される廃食油を回収して、環境にやさしいバイオディーゼル燃料（BDF）にリサイクルする事業に取り組んでいる。家庭廃食油のリサイクルを推進することにより家庭ごみの減量を図る。

(6) 事業系ごみの減量化対策

平成30年度実績における事業系ごみの処理量は、4,898トンで全処理量(18,075トン)のうち約27%を占めており、事業系ごみの減量化対策が課題である。この事業系ごみの減量を推進するため、多量排出事業者等に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成、一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項の指示を検討する。

また、平成26年度から開始した事業系生ごみ減量化対策助成金について、市内事業者に制度の周知を図ることで、制度の利用を促進するとともに廃棄物の発生抑制を図る。

(7) 不法投棄の対策

不法投棄防止を目的として公共用地及び各自治会からの要望により、不法投棄の現場へ看板の設置を行なっている。

また、悪質な不法投棄の現場に平成27年度から監視カメラの設置を行ない、発生を抑止するよう講じている。

(8) ボランティアごみの処理について

ボランティアごみの処理については、事前に一般廃棄物処理手数料減額・免除申請書、ボランティア清掃作業実施届出書を提出し、持込み手数料の免除を行なっている。

搬入方法については、市の分別方法を厳守し、事前に調整をして阿児清掃センター(数量によっては、浜島一般廃棄物最終処分場)又は大王一般廃棄物最終処分場へ持ち込む。

(9) 天災・火災により発生した一般廃棄物の搬入について

風水害、地震等の天災又は火災により罹災した際に発生した一般廃棄物をやまだエコセンター及び志摩市の最終処分場(浜島・志摩)に持込みを行なう場合は、事前に申請を行ない、鳥羽

志勢広域連合及び志摩市の承認を受けることでごみ処理手数料の減免を行っている。
引取れるもの、引取れないものがあり、事前にごみ対策課と協議が必要。

10 脱プラスチックへの取り組みについて

ポイ捨て等で海洋プラスチックごみが日々発生することにより、地球環境汚染が深刻化し、その対策が急がれていることを受けプラスチックスマートキャンペーンに志摩市も令和元年5月に伊勢志摩国立公園の魅力向上事業の名称でプラスチックスマートキャンペーンに登録を行った。

11 海岸漂着物の回収について

志摩市は海岸漂着物対策を推進する最重点区域の指定になっていることから、令和2年度から三重県海岸漂着物等対策補助金を活用し、海岸漂着物の回収を行い海岸環境の向上に努める。

12 小型家電リサイクルの取り組みについて

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 第5条地方公共団体の責務として使用済み小型電子機器等の再資源化を促進し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。

13 使用済羽毛ふとんのリサイクル回収について

不要になった羽毛ふとんを無料で回収し、ごみ減量化と資源の有効活用を図ります。